

令和7年度 第2回羽島市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

日 時	令和8年2月18日（水）午後1時30分～午後2時30分
場 所	羽島市役所 3階 301会議室
出席者	<p>（委員）出席者9名 富田かおり会長、布原佳奈副会長、浅野直美委員、渡邊享司委員、高砂房子委員、長島秀賢委員、阿部香織委員、浅野美保委員、長谷恵美委員</p> <p>（事務局）9名 熊崎健幸福祉部子育て・健幸担当部長、児山教育委員会事務局次長（兼）学校教育課長、牧野健幸福祉部次長（兼）福祉課長、高田子育て・健幸課長、國井子育て・健幸課健幸担当課長、佐藤保険年金課長、加藤子育て・健幸課子ども家庭センター所長、八島子育て・健幸課課長補佐（兼）子育て支援係長、小森子育て・健幸課幼保支援担当課長補佐（兼）幼保支援係長</p>
内 容	<p>1 開会 2 あいさつ 3 議事</p> <p>（1）こども計画の進捗状況について —事務局より資料に基づき説明— 意見なし</p> <p>（2）こども計画の変更について —事務局より資料に基づき説明— 意見なし</p> <p>（3）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び確認について —事務局より資料に基づき説明—</p> <p>（委員）余裕活用型において、在籍児童数が月ごとに異なると思うが、受け入れ可能人数はどのタイミングで確定するのか。</p> <p>（事務局）羽島市では、前月20日までに申し込みがあった場合、翌月から保育園等への通園が可能となる。そのため、その時点で余剰定員と利用児童数の差が確定する。ただし、保育園等の勤務体制や施設の状態にもより、実際の受け入れ可能人数は変動する場合がある。</p>

(委員) 保護者が空き状況を確認できるオンライン予約システムは整備されているか。

(事務局) 給付認定の申請後、市が保護者へIDを発行する。そのIDを利用して国の総合システムにログインすることで、保護者の方も空き状況を確認できる。

(委員) 制度利用者数の状況はどうか。

(事務局) 令和8年1月末時点で利用認定児童数44人、実利用児童数は37人である。

(委員) 「こども誰でも通園制度」と「一時預かり制度」の違いは何か。また、「こども誰でも通園制度」の利用に際しては事前登録が必要であるが、保護者がその点を十分に認識しているか。

(事務局) 「こども誰でも通園制度」は家庭外の接触を増やすことで、こどもの成長を促すことが目的である。一方、「一時預かり制度」は親の用事やリフレッシュを目的としている。また、両制度は利用可能な年齢にも違いがある。保護者への周知は、ホームページやチラシの配布などを通じて行っている。

(委員) 保健センターでの健診時に、「一時預かり」との違いを保護者向けに説明し、周知を図るためのチラシを配布しているか。

(事務局) 保健センターでは、健診時に配布する資料の1つとしてチラシを提供している。その際、保育園等の利用について話が出た場合には、チラシを基に説明を行っている。ただし、「一時預かり」との違いについては、十分に伝わっていない可能性がある。

(委員) 制度の仕組みが複雑であるため、保育園側でも理解することに苦労している。また保護者にとっても、事前申請や予約システムでの手続きが必要なため、制度の利用が進みにくい可能性がある。

(委員) 10月の利用認定児童数が23人であるのに対し、実際の利用児童数は6人となっている。ID発行され認定されている児童が多いにもかかわらず、利用が進んでいない理由は何か。

(事務局) 認定後に利用していない明確な理由は不明であるが、スケジュールが合わないといった可能性が考えられる。

(委員) 制度趣旨やメリットを再確認し、保護者への周知と利用促進を進めることが大切である。制度間の違いはあるものの、広く利用が進んでいくことが望ましいため、今後の周知活動にも期待したい。

(委員) 現在、制度利用時間が月10時間に制限されているが、今後20時間、30時間と増える可能性もある。それに伴い、保育園側も保育士不足の中で、実施体制の維持の苦労もある点も、市としてもご理解いただきたい。

(委員) 保育士不足解消のため、市に「潜在保育士の現場復帰説明会」を開催してほしい。保育士確保が難航している状況を踏まえ、求職者増加を期待している。こどもたちの健やかな成長を支えるためにも、保育士不足対策への市の取り組みをお願いしたい。

(4) 国庫補助金を活用した保育施設の計画的整備について

—事務局より資料に基づき説明—

議事(4)については、国への補助申請を行うにあたり、当会議の承認が必要となる。会長より承認の可否について異議の有無を問うたところ、異議がなかったため承認となった。

(5) 子育て支援企業の認証及び表彰について

—事務局より資料に基づき説明—

羽島市子育て支援認証企業表彰企業の審査については、羽島市情報公開条例第9条第1項第2号、法人等に関する情報に該当するため非公開。

4 その他

5 閉会